

平成 27 年度市民参加対象事項の取組実績に対する
安城市市民参加推進評価会議の評価結果について（案）

1 市民参加推進評価会議について

市の施策の企画立案、実施及び評価の各過程に市民が主体的に関わり、行動するため、平成 23 年に安城市民参加推進条例（以下「条例」といいます。）を施行しました。

市民参加推進評価会議（以下「評価会議」といいます。）は、条例の運用、市民参加の実施状況の評価、市民参加の推進評価などを行うため設置されたものです。委員は、2 年間の任期で、10 名のメンバーで構成されています。

| | 氏 名 | 職 名 | 区 分 |
|-----|--------|----------------------------|---------------|
| 会長 | 鳥居 保 | 安城市町内会長連絡協議会会長 | 公共的団体 |
| 副会長 | 中根 敬子 | さんかく 21・安城会長 | 市民団体 |
| 委員 | 荻野 留美子 | 市民代表 | 公募市民 |
| 〃 | 柘植 千恵 | 市民代表 | |
| 〃 | 野田 敏男 | 市民代表 | |
| 〃 | 山下 眞志 | 市民代表 | |
| 〃 | 昇 秀樹 | 名城大学教授 | 学識経験者 |
| 〃 | 小森 義史 | あんねっと会長 安城市協働サポータークラブ会長 | 市民団体 |
| 〃 | 加藤 早苗 | NPO 法人育て上げネット中部虹の会 理事長 | 市民団体 公共的団体 |
| 〃 | 大坪 久乃 | 安城商工会議所青年部 | |

2 市民参加の対象

条例第 6 条で次の 4 項目を市民参加の対象としています。

- (1) 条例の制定または改廃
- (2) 計画の策定または変更
- (3) 制度の導入または改廃

(4) 公共施設の設置に係る計画等の策定または変更

3 市民参加の手段

市が市民参加を求める場合は、意思決定前の適切な時期に、対象事項の内容を考慮して次に掲げる項目の1以上の方法により行うこととしています。

- (1) 審議会等（市民が参加する合議制の会議）
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) ワークショップ

4 評価結果

平成27年度に市が取り組んだ市民参加対象事項について、次の評価基準を基に評価会議としての評価をしました。結果は次のとおりです。

《評価基準》

- (1) 予定どおり実施されていたか
※昨年度計画が出ていない事項については評価基準から除外
- (2) 市民参加の回数等は十分だったか
- (3) 市民の意見を反映させていたか

| No. | 対象事項 | 評価結果 | | | | 担当課 |
|-----|----------------------|------|--------|-----------|----------|--------------------|
| | | (1) | 予定どおり | おおむね予定どおり | 予定どおりでない | |
| | | (2) | 十分である | おおむね十分 | 十分でない | |
| | | (3) | 反映していた | おおむね反映 | 反映していない | |
| 1 | 次期総合計画の策定 | (1) | 9 | 1 | 0 | 企画政策課 (現:企画情報課) |
| | | (2) | 4 | 4 | 2 | |
| | | (3) | 5 | 4 | 1 | |
| 2 | 第6次行政改革大綱の策定 | (1) | | | | 経営管理課 |
| | | (2) | 6 | 2 | 2 | |
| | | (3) | 6 | 2 | 2 | |
| 3 | 安城市データヘルス計画の策定 | (1) | 8 | 2 | 0 | 国保年金課 |
| | | (2) | 6 | 2 | 2 | |
| | | (3) | 6 | 3 | 1 | |
| 4 | 安城市環境基本計画の見直し | (1) | 9 | 1 | 0 | 環境首都推進課(現:環境都市推進課) |
| | | (2) | 7 | 3 | 0 | |
| | | (3) | 5 | 3 | 2 | |
| 5 | 開発等事業に関する手続条例(仮称)の制定 | (1) | 6 | 4 | 0 | 建築課 |
| | | (2) | 3 | 5 | 2 | |
| | | (3) | 5 | 1 | 4 | |
| 6 | (仮称) 明治本町公園基本計画 | (1) | 9 | 1 | 0 | 公園緑地課 |

| | | | | | | |
|----|--------------------------|-----|---|---|---|--------|
| | の策定 | (2) | 8 | 2 | 0 | |
| | | (3) | 7 | 2 | 1 | |
| 7 | 安城市汚水適正処理構想の策定 | (1) | | | | 下水道建設課 |
| | | (2) | 4 | 2 | 3 | |
| | | (3) | 3 | 2 | 4 | |
| 8 | 第3次安城市生涯学習推進計画の策定 | (1) | 8 | 2 | 0 | 生涯学習課 |
| | | (2) | 5 | 5 | 0 | |
| | | (3) | 4 | 6 | 0 | |
| 9 | 第2次安城市スポーツ振興計画の策定 | (1) | 9 | 0 | 0 | スポーツ課 |
| | | (2) | 5 | 4 | 1 | |
| | | (3) | 4 | 4 | 2 | |
| 10 | 第3次安城市子ども読書活動推進計画 | (1) | | | | 中央図書館 |
| | | (2) | 3 | 5 | 2 | |
| | | (3) | 2 | 5 | 3 | |
| 11 | 国指定史跡本證寺境内の保存活用についての計画策定 | (1) | | | | 文化振興課 |
| | | (2) | 4 | 3 | 3 | |
| | | (3) | 4 | 3 | 3 | |

※一部評価できない項目があるという理由により、No.7(2)(3)及びNo.9(1)については、合計が合っていません。

5 対象事項への意見等

| | |
|-------|--|
| 対象事項名 | 1 次期総合計画の策定 【企画政策課】現：企画情報課 |
| 事業の概要 | 安城市自治基本条例第20条に基づき、次期安城市総合計画を策定する。 |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> アンケートの回収率41.8%は低いため、回収方法を改善すべきだと思う。討議会の参加者が29名と少ないため、全市民が知りうる方法で募集すべきではないか 市民公募3名、議事録の公開、パブリックコメントへの的確な回答と反映されており、適切な対応がされていると思う。 |

| | |
|-------|---|
| 対象事項名 | 2 第6次行政改革大綱の策定 【経営管理課】 |
| 事業の概要 | 第5次行政改革大綱が終了するが、引き続き安城市として行政改革に取り組んでいく必要があるため第6次行政改革大綱として新たな指針を策定し、行政改革に取り組んでいく |

| | |
|----|---|
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民公募2名、議事録のウェブサイトへの掲載、eモニターアンケートの実施と適切な対応がされていると思う。 ・骨子案の審議だけなのを考慮すれば審議会が1回は妥当だと思う。eモニターアンケートが実施されたが、それに加えて次年度に予定されている市民アンケートと合わせて市民の意見を聴取すべきと考えます。 ・今後、市民アンケートでは、難しい内容のため理解しやすい内容にしてほしい。また、次年度に行われるパブリックコメントについても幅広い年代層に参加いただける工夫を望みます。 |
|----|---|

| | |
|-------|---|
| 対象事項名 | 3 安城市データヘルス計画の策定 【国保年金課】 |
| 事業の概要 | 「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、国保加入者の医療データや健診データを保健事業に活用するための計画を策定する。 |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・審議会が予定1回が実績2回に、アンケートも追加されているが、市民公募が市民代表5人中2人とは少なすぎると思う。 ・アンケートの回収率が低すぎると思います。アンケートの回収率を押し上げるための工夫の余地があったのではないかと。 ・回答率の低さは、回答者の意識が低いのか、質問が難しかったのか等の検証と工夫が必要だと考えます |

| | |
|-------|---|
| 対象事項名 | 4 安城市環境基本計画の見直し【環境首都推進課】 現：環境都市推進課 |
| 事業の概要 | 現計画の改定後5年を経過する平成27年度末（平成28年3月）までに、計画の見直しを行う。 |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民公募2名、議事録のウェブサイト掲載、パブリックコメントの的確な回答と反映がされており、適切な対応がされていると思う。 ・パブリックコメントを従来の設置場所に加えて環境学習センターにも置いてはいるが、意見が1名しか出なかったため、これ以外の工夫も必要だと思う。 |

| | |
|-------|--|
| 対象事項名 | 5 開発等事業に関する手続条例(仮称)の制定【建築課】 |
| 事業の概要 | 開発等事業に関する手続に関する必要な事項を定め、市民・事業者・市の協働による住みよい街づくりを推進する。 |
| 意見 | 特になし |

| | |
|-------|--|
| 対象事項名 | 6 (仮称)明治本町公園基本計画策定【公園緑地課】 |
| 事業の概要 | 明治本町地内へ新規公園を建設するにあたり、地元住民と公園の基本計画図(構想図)を策定する。 |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップの回数・参加者が町内会役員だけでなく、市民公募されたことは画期的であると思う。 ・街区公園のため地域住民主体で行うのは問題ないが、市全体の位置づけや今後防災面等を考慮した上での防災関係者や幅広い世代の参加者があるとさらによかった。 ・利用対象者地域の住民に、広くアンケート等の手法も検討してもよかったのではないかな。 |

| | |
|-------|--|
| 対象事項名 | 7 安城市汚水適正処理構想の策定【下水道建設課】 |
| 事業の概要 | 汚水処理施設の整備を計画的・効率的に行うために、適正な整備手法の選定・整備スケジュールを示し、今後の整備方針とする。 |
| 意見 | 特になし |

・汚水処理施設についてですが、ここでは下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽をさしています。

| | |
|-------|---|
| 対象事項名 | 8 第3次安城市生涯学習推進計画の策定【生涯学習課】 |
| 事業の概要 | 現計画(第2次)の後継計画として、より良い生涯学習の環境を整えるため、第3次安城市生涯学習推進計画を策定する(当初は、平成26年度に策定完了予定であったが、精査を必要とする内容が生じたため、策定が1年間延期となった)。 |
| 意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度ワークショップを行い今年度審議会、パブリックコメントとも予定通り行われて問題ないと思う。 ・市民公募が同種の審議会(例:スポーツ振興計画策定委員会、男女共同参画審議会等)とのバランスを考えると3名でもよいと思う。 |

| | |
|-------|---|
| 対象事項名 | 9 第2次安城市スポーツ振興計画の策定 【スポーツ課】 |
| 事業の概要 | スポーツ基本法第10条第1項に基づき、第2次安城市スポーツ振興計画を策定する。 |
| 意見 | ・市民公募3名、議事録ホームページ掲載、パブリックコメントへの的確な回答と反映がされており、適正な対応がされていると思う。 |

| | |
|-------|--|
| 対象事項名 | 10 第3次安城市子ども読書活動推進計画【中央図書館】 |
| 事業の概要 | 子どもの読書環境の整備と充実を図るため、第3次安城市子ども読書推進計画を策定する。 |
| 意見 | ・市民公募2名、議事録ホームページ掲載、パブリックコメントへの的確な回答と反映がされており、適正な対応がされていると思う。 ・市民公募が同種の審議会(例：スポーツ振興計画策定委員会、男女共同参画審議会等)とのバランスを考えると、今回は3名でも良いのではないかと思う。 |

| | |
|-------|--|
| 対象事項名 | 11 国指定史跡本證寺境内の保存活用についての計画策定【文化振興課】 |
| 事業の概要 | 国指定史跡本證寺境内の保存管理と、今後の活用整備の構想についての意見を聴取する。 |
| 意見 | ・地元と密着した活動であり、地域のアンケート回収率も80%と高く、今後の成果(結果)に注目したい。 ・地元住民以外にもワークショップを広げてやってほしい。 ・ワークショップが公開で開催されたことは大変良いことだと思います。議事録は内容に応じて公開・非公開の使い分けをすべきではないか。 |

6 市民参加の推進全般に関するご意見等

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・内容も、大半の対象事項で、市民公募、議事録や成果物(条例や計画書等)のウェブサイト掲載、パブリックコメントへの的確な回答と反映がされており、適切な対応がされていると思う。 ・No.4(安城市環境基本計画の見直し)やNo.8(第3次安城市生涯学習推進計画の策定)のように、ワークショップで検討された市民提案が計画書に反映されたことは画期的なことです。今後の計画書作成時の模範としてほしい。 ・パブリックコメントの実施時期がプラン等の最終案が固まった時期に行うことが多いが、プランの素案が出来たタイミングに実施するなど、実施時期については検討すべきだと思う。 |
|--|

